

○滑川市奨学資金給与規則

昭和29年4月1日

規則第9号

改正 昭和45年3月25日規則第7号
昭和50年4月1日規則第6号
昭和55年4月1日規則第10号
昭和56年5月7日規則第7号
昭和56年12月26日規則第17号
昭和57年4月1日規則第8号
昭和59年3月27日規則第4号
平成元年5月17日規則第11号
平成3年5月23日規則第9号
平成9年3月31日規則第10号
平成22年3月31日規則第9号
平成31年3月26日規則第9号

(目的)

第1条 市は有用な人材の育成を図るため成績優秀であるが資金の支弁困難な事由によつて修学の困難な者に対し、寄附金を原資とする奨学事業基金を財源として、予算の範囲内において奨学資金(以下「資金」という。)を給与するものとする。

(要件)

第2条 資金の給与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(大学院を含む。)、専門職大学、短期大学、専修学校(専門課程に限る。)、高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。))及び高等学校の専攻科をいう。以下同じ。)に在学する者であること。
- (2) 本市に住所を有する者又は修学のため本市の区域外に住所を移した者でその者の父母その他の保護者(以下「保護者」という。)が本市に住所を有する者であること。
- (3) 十分に満足できる学業成績を収めている者又は教科以外でも大変優れた成果を

収め、概ね満足できる学業成績を収めている者であること。

(4) 学資の支弁が困難であること。

(5) 在学した学校長又は現に在学する学校長(以下「学校長」という。)の推薦があること。

(給与の額)

第3条 資金の給与の額は、次の区分による。

(1) 県内大学等 月額 20,000円

(2) 県外大学等 月額 40,000円

(給与の期間)

第4条 資金はこれを受けるに至った月からその学校における正規の修学期間を終了する月までの期間給与する。

(申請の手続)

第5条 奨学生を志望する者は様式第1号による奨学資金給与申請書(以下単に「申請書」という。)を市教育委員会を經由して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には本人の父母その他適当な者(以下「保護者」という。)が連署しなければならない。

3 学校長は申請書に様式第2号による奨学生推薦調書を添えて市教育委員会を經由して市長に進達しなければならない。

4 申請は毎年行うこととする。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の決定は、滑川市奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮って市長が行う。

(成績表の提出)

第7条 奨学生は、毎学年末の学業成績表を速かに市教育委員会を經由して市長に提出しなければならない。

(交付)

第8条 資金は、毎月本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付の停止)

第9条 奨学生が休学したときはその事由の発生した翌月から事由の止んだ月まで資金を交付しない。

(給与の取消)

第10条 市長は奨学生が次の各号の一に該当するときは、選考委員会に諮つて資金の給与を取消すものとする。

- (1) 第2条に定める要件を欠くに至つたとき。
- (2) その他奨学生として適当でないとき。

(届出)

第11条 奨学生は次の場合には保護者と連署の上直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 奨学生又は保護者の住所、氏名、その他重要な事項に異動があつたとき。
- (3) 第2条に規定する要件を欠くに至つたとき。
- (4) 資金の給与を辞退しようとするとき。

2 保護者は、奨学生が死亡したときは、戸籍抄本を添えて遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(書類の経由)

第12条 この規則の規定に基づき市長に提出する書類は学校長を経由しなければならない。

(細則)

第13条 この規則に定めるものを除く外、選考委員会に関する事項その他必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年規則第7号)

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年度の奨学資金から適用する。

附 則(昭和56年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年規則第4号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成元年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年度の奨学資金から適用する。

附 則(平成3年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年度の奨学資金から適用する。

附 則(平成9年規則第10号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年度に改正前の滑川市奨学資金給与規則(昭和29年4月1日規則第9号)第3条第1号に該当している場合は奨学資金を給与できることとし、平成23年度以降の分については、平成22年度中に認定した奨学生が高等学校又はこれと同程度の学校を修了するまでの期間、奨学資金を給与できることとする。

附 則(平成31年3月26日規則第9号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

滑川市奨学資金給与申請書						
ふりがな 氏名		男・女	住所			
生年月日	年 月 日			(TEL)		
在学学校・ 学部(科)名	大学 学校 (年制 年在学中)		学部	科 課程		
入学年月	年 月	編入学年月	年 月	卒業予定年月	年 月	
申請理由						
他の奨学金	受給状況	有・無 有の場合(名称:			貸与・給与)	
	出願状況	有・無 有の場合(名称:			貸与・給与)	
生計を同一にする家族	住所	滑川市		(TEL)		
	続柄	氏名	年齢	職業・勤務先	前年分所得	備考
	父 母					
滑川市奨学生として奨学資金の給与を受けたいので、連署して申請します。						
年 月 日						
滑川市長				本人 保護者		印 印
あて						
<記入上の注意> 1 保護者は、本人の父母又はこれに代わる者とする。こと。				<添付書類> 1 在学証明書 2 所得証明書		

様式第2号(第5条関係)

奨学生推薦調書					
氏名 (生年月日)	(年 月 日)	学歴	中学校 高等学校 科	年 月卒業 年 月卒業	
人物所見					
※学力総合判定	特に優秀なもの	A	※学資状況の判定	学資を全く支払いし得ないもの	A
	平均水準以上のもの	B		学資の一部しか支払し得ないもの	B
	平均水準以下であるが、今後の向上が確実に期待しうるもの	C		学資をどうにか支払し得るもの	C
推薦所見・参考事項	(人物、学力、家計、学資の状態等について申請書、調書に記載されていない特記すべきこと等を記入)				
	記入責任者の職・氏名			印	
<p>上記の者は、人物、学業成績及び健康状態ともに奨学生として適当であると認め推薦します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長 印</p> <p>滑川市長 あて</p>					
<p><記入上の注意></p> <p>1 本人の長所短所等を記載し、課外活動の状況もあわせて記入すること。</p> <p>2 推薦者は学長、学校長もしくは学部長とし、記入責任者は担当教諭・教授等とすること。</p> <p>3 ※印の欄は、該当の記号を○で囲むこと。</p> <p>4 不明な箇所があるときは、空欄のままにすること。</p>					
<p><添付書類></p> <p>1 新入生は、直近の在学していた学校の学業成績証明書</p> <p>2 在學生は、在学中の学業成績証明書</p>					

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)